

案

長岡市の入札・契約制度  
改革への提言  
(中間報告)

令和元年 月 日

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会

はじめに

令和元年 月 日

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会  
委員長 沢田克己

## 目 次

1	入札・契約制度改革の理念	.....
2	1の理念を実現するための考え方	.....
3	2の考え方に基づく方策の提言	.....
4	入札・契約制度の現状と確認・検討結果（3の提言の内容を含む）	.....
	（1）入札・契約の種類	
	① 一般競争入札	
	② 指名競争入札	
	③ 随意契約	
	（2）長岡市独自の入札制度	
	① 安全安心地域づくり工事	
	② 一抜け方式	
	③ 概算数量発注方式	
	（3）入札方法等の運用基準	
	① 発注標準	
	② 等級格付	
	③ 指名業者数	
	④ 制限付き一般競争入札の参加資格要件	
	⑤ その他の条件	
	（4）予定価格および最低制限価格	
	① 予定価格	
	② 最低制限価格	
	（5）入札・契約の手続き（事務処理・情報管理）	
	（6）情報公開（設計額、予定価格、最低制限価格）	
	（7）指名停止措置	
	（8）入札結果の監視	
5	資料	
	・設置要領、検討経過、委員名簿	

## 1 入札・契約制度改革の理念

入札情報の漏えいが二度と起こらないようにするとともに、公平・公正で透明性の高い入札・契約制度を構築する。

## 2 1の理念を実現するための考え方

- (1) 市の保有する情報の価値を下げ、あるいは価値をなくすことにより、市職員への働きかけをなくす。
- (2) 不正行為への抑止力を強化する。
- (3) 入札における競争性を一層高める。

### 3 2の考え方に基づく方策の提言

#### (1) 市の保有する情報の価値を下げ、あるいは価値をなくすことにより、市職員への働きかけをなくす方策

##### ○ 最低制限価格制度の見直し

開札前に市で最低制限価格を設定せず、入札後に条件を満たす業者の入札額の平均額を基に最低制限価格を算出する「変動型（平均型）最低制限価格制度」を導入する。

##### <これまでの委員会における意見等>

- ・概ね過去10年間の落札状況では、最低制限価格と同額の落札も多いが、落札を狙ったために最低制限価格をわずかに下回るような入札も多いことが分かった。
- ・各事業者が、過去の工事設計書を閲覧して長岡市の工事積算の傾向等を研究し、予定価格や最低制限価格を容易に推測できる状態になっていることは分かった。しかし、発注者側が積算を年々複雑にすることによって、事業者が工事品質の向上や現場の適正管理より工事積算の解読に力を注ぐとしたら、好ましいことではないのではないか。
- ・落札するために日々研究努力を重ねている各事業者からすれば、今回の事件のようなことはあってはならない。今後も同じような働きかけが起こる可能性があるので、職員が情報を漏らさないことに力点を置くのではなく、情報を持たずに、事業者間の競争性を高めるような制度が適当ではないか。
- ・「変動型（平均型）最低制限価格制度」は、市側であらかじめ最低制限価格を設定せず、入札参加事業者の市場感覚に基づき事後的に決定されるものであり、長岡市に最も見合った制度ではないか。ただし、平均の求め方や係数の運用基準等については、全国の団体で様々なものが見られるため、過去の入札状況等をもとに長岡市の方で競争性と工事品質の両面を確保する観点から最も適したものを検討することが良い。
- ・低価格入札調査制度を導入（最低制限価格制度を廃止）することは、落札業者決定までの時間を要し発注側・受注側とも手間がかかる等の課題がある。
- ・また、最低制限価格を、開札時にランダム係数に基づいて決定する制度は、結果的にはくじ引き入札同様に事業者の積算意欲を削ぎかねず、また、ランダム係数の情報を市があらかじめ保有していることになるので不適當ではないか。
- ・予定価格の入札前公表について、導入済みの団体では予定価格との同額入札やくじ引きの増加が見られる。また、最低制限価格制度を改正することで予定価格の情報価値が下がることから、実施する意味があまりないのではないか。

## (2) 不正行為への抑止力を強化する方策

### ○ 指名停止措置基準の厳罰化

入札情報漏えい事件が二度と発生しないよう抑止力の強化を目的として、『贈賄及び不正行為等に基づく措置基準』のうち、「贈賄」、「独占禁止法違反行為」及び「競売入札妨害又は談合」について、新潟市と同水準まで厳罰化する見直しを行う。

#### <これまでの委員会における意見等>

- ・二度と不正を起こさないよう、これまで以上の「抑止力」を働かせる必要がある。
- ・再発防止に向けた不退転の決意を表すためには、指名停止期間の厳罰化は止むを得ないものとする。
- ・富山県内の都市でも全国知事会の方針に準拠した措置期間としていたが、それでも長岡市と同様の情報漏えい事件が起きてしまった現状を踏まえ、さらにそれよりも厳しい新潟市の措置期間と同水準まで引き上げることが適当ではないか。
- ・例えば、ある社員が自社を陥れようとして不正を行った場合も、指名停止措置を受けるのは事業者となってしまう。仮に措置を受けた場合には、事業者と社員の死活問題につながる非常に厳しいものであるため、厳罰化には慎重な議論が必要。
- ・事業廃止に追い込むことが厳罰化の目的では無い。一度措置したらそれで終わりではなく、その後の裁判等を通じ不正行為の事実に変更が生じたような場合は、それに応じた適切な対応を望む。

### (3) 入札における競争性を一層高める方策

#### ○「長岡市安全安心地域づくり工事」の実施手法の見直し

本制度の趣旨（災害時の復旧工事は、市と災害協定を締結している各地域の建設業者が担っていることから、生活道路等の建設・修繕に係る工事は、当該地域又は近隣地域の建設業者が施工することが望ましい。）を踏まえながら、業者選定については、入札参加条件の競争性確保を図るため、当該地域に限定せず、近隣地域を含めた複数地域から選定する。

#### <これまでの委員会における意見等>

- ・最低制限価格を落札後に決定する制度に改めるための前提として、入札参加事業者間の競争性が十分に確保されていることが重要である。
- ・過去の落札状況から確認すると、「長岡市安全安心地域づくり工事」が高落札率となっている傾向にあると認められる。同工事の入札参加資格は、地域の事業者に固定して閉じられており、競争性が確保されているか疑問である。
- ・市町村合併によって広大な市域を有し、自然災害も多い長岡市においては、普段から地元事業者を適切に維持・育成し、有事に率先して対応してもらうことは、市民の安全安心を確保するうえで重要と考える。
- ・同工事制度の意義は理解するが、入札の競争性や透明性等を検討することが、当委員会に与えられた使命である。
- ・全国的に自然災害が後を絶たないなか、少子高齢化の進む長岡市が住民の安全安心を支える同工事制度を必要とする趣旨は尊重するが、他と比べ落札率が高くなっている点については、あわせて見直しが必要と考える。
- ・同工事の入札参加事業者を固定化せずに、施工地と異なる周辺の他地域の事業者も必ず選定するよう見直し、競争性が常に働くよう見直すべきである。ただし、入札参加事業者の選定基準等については、長岡市自らが最も適したものとなるよう検討されたい。

## 4 入札・契約制度の現状と確認・検討結果（3の提言内容を含む）

### （1）入札・契約の種類

#### ① 一般競争入札

（委員会の確認・検討結果）

##### ＜これまでの委員会における意見等＞

- ・一般競争入札となる設計額の基準は1,000万円以上か。

（長岡市の現状）

- 制限付き一般競争入札
  - 設計額2,000万円以上の建設工事（平成23年4月改定）
  - 地域要件、工事成績、施工実績等の参加要件の設定
- ※ J V結成は、設計額1億円以上で執行する。

（制度説明）

公告によって不特定多数の者を募集し、入札によって申込みをさせる方法により競争させるもので、その申込者のうちから、自治体に最も有利な条件を提示した者（総合評価方式もある）を選定し、その者と契約を締結する方式

#### ② 総合評価方式（試行）

（委員会の確認・検討結果）

##### ＜これまでの委員会における意見等＞

- ・入札価格が一番安くても逆転があり得る総合評価方式も議題の一つにした。
- ・公共工事において、金額を自由に入れて技術提案も評価する総合評価方式の導入は難しいのか。
- ・入札公告から開札まで3から5か月と長期間を要する。

（長岡市の現状）

- 設計額3,000万円以上の建設工事では長岡市建設工事入札参加資格等審査委員会が適当であると認めた工事
- 安全対策等の提案、施工実績・地域貢献度、入札価格を総合的に評価する「簡易提案型」により実施。（年間2件程度）



(制度説明)

入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して、発注者にとって最も有利な者を落札者として決定する方式。入札価格以外で評価する部分としては、工期や、安全性、環境への配慮などがあげられている。

### ③ 指名競争入札

(委員会の確認・検討結果)

#### <これまでの委員会における意見等>

・質問、意見等なし

(長岡市の現状)

- 設計額 130 万円超から 2,000 万円未満の建設工事（平成 23 年 4 月改定）
- 設計額 50 万円超の測量・建設コンサルタント等業務委託

(制度説明)

ある一定の資格を有する者のうちから特定多数の競争入札者を選んで競争入札をさせ、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをする者との間に締結をする契約方法。

### ④ 随意契約

(委員会の確認・検討結果)

#### <これまでの委員会における意見等>

・災害復旧工事のうち応急復旧工事に適用していることを確認。  
(本復旧工事は、競争入札を適用している。)

(長岡市の現状)

設計額 130 万円以下の建設工事、設計額 50 万円以下の測量、建設コンサルタント等業務委託は所管課で執行。

(制度説明)

競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択し締結する契約方法。

随意契約は、次の要件に合致する場合にのみ認められる。

- ① 予定価格が長岡市財務規則別表第 4 に定める金額を超えないとき（少額随意契約）
- ② その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（不適条項）
- ③ 障害者支援施設、シルバー人材センター等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき（障害者、高齢者、母子関連の一定契約）
- ④ 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき（不利条項）
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき（入札後  
随意契約）
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき

## (2) 長岡市独自の入札制度

### ① 安全安心地域づくり工事

#### (委員会の確認・検討結果)

#### <これまでの委員会における意見等>

- ・ 通常の入札に比べ落札率が高い。
- ・ 制度の趣旨を確認。
- ・ 参加可能な業者は、災害復旧の経験者等に限定している。
- ・ 2,000万円という上限金額の検討が必要。
- ・ 参加者を旧市町村単位とすることは、自由な競争が阻害される。
- ・ 業者数の適切に確保する仕組みづくりや、制度自体の工夫が必要。
- ・ 山間部に土砂災害の多い地域の特色を考えると、一定程度制度の必要性は認める。
- ・ 新潟市も地元優先の入札制度は落札率が高い傾向がある。慎重に考えた方がよい。

#### (長岡市の現状)

長岡市は、合併で広域となるなか、市民の安全確保に直結する道路等は、災害時等において早急に復旧する必要があるため、市と災害協定を締結している各地域の建設業者がそれを担っている。

そこで、短期間で復旧工事を完了するため、生活道路等の建設・修繕に係る工事は、施工地と同地域又は近隣地域の建設業者が施工することが望ましいとの考えから、指名業者選定又は入札参加条件をそれらの地域に限定した制度である。

#### ア 指名競争入札

- 導入時期：平成 25 年 6 月（試行）

平成 27 年 4 月から本格実施

- 対象案件：設計額 130 万円を超え 2,000 万円未満の工事

※ 災害復旧工事（2,000 万円未満）は安全安心地域づくり工事で発注

- 工事種別：土木一式、下水道管渠工事、管工事（消雪施設及び水道管）、水道管

#### イ 制限付き一般競争入札（試行）

- 導入時期：平成 28 年 4 月

- 対象案件：設計額 2,000 万円以上 3,000 万円未満の工事

- 工事種別：土木一式、下水道管渠工事、管工事（消雪施設及び水道管）、水道管

なお、平成 30 年度の落札率（全工種平均）は、指名競争入札が 97.19%（通常工事比＋2.07%）、制限付き一般競争入札が 95.09%（同比＋3.79%）となっている。

## ② 一抜け方式（制限付き一般競争入札・指名競争入札）

### （委員会の確認・検討結果）

#### <これまでの委員会における意見等>

- ・他の自治体でも同様の制度を導入していることを確認。

（長岡市の現状）

工期の担保及び受注機会の確保のための発注方式（発注者が指定する案件の落札者は、発注者が指定するほかの案件の落札者にはなれない方式）

ア 同一地域の線的工事

工区が隣接又は近接で、かつ、施工期間が限定されている案件

※「工区が近接」は、相互の距離が概ね 500m 程度以内

○ 対象工種：土木一式、下水道管渠、舗装、管（消雪施設及び水道管）、水道管

イ 同一地域の点在工事

（ア）ひとつの施設を分割施工し、施工期間を担保する案件

（イ）工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件

○ 対象工種：建築一式、建築物給排水衛生・電気設備、その他工種

ウ 複数地域の点在工事

工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件で、かつ、設計額 2,000 万円以上の制限付き一般競争入札案件

エ 特認工事

設計額 1,000 万円以上 2,000 万円未満の複数地域点在工事（指名競争入札案件）のうち、資格等審査員会で特に認めた案件

## ③ 概算数量発注方式

### （委員会の確認・検討結果）

#### <これまでの委員会における意見等>

- ・積算を簡略化している内容を確認。
- ・出来高で精算していることを確認。

（長岡市の現状）

設計・積算業務の簡略化、違算防止及び入札事務の効率化を図るための発注方式

○ 導入時期：平成 30 年 3 月

○ 対象案件：

- ・設計額 1,000 万円未満の工事
  - ・設計額 1,000 万円以上 2,000 万円未満で入札参加資格等審査委員会で承認された工事
- 工事種類：
- 消雪施設更新（散水管、舗装）、舗装復旧、側溝修繕、路肩整備、区画線、用排水路整備、防護柵設置、樹木植替、屋上防水改修、冷暖房設備改修、災害復旧等

### (3) 入札方法等の運用基準

#### (委員会の確認・検討結果)

#### <これまでの委員会における意見等>

- ・土木工事のランク制について、4ランクだと多い、2ランクだと大雑把過ぎる。
- ・質問、意見等なし（第4回）

(長岡市の現状)

#### ① 発注標準表

工事の等級	土木一式工事 (下水道管渠工事を含む。)	建築一式工事	管工事 (水道管工事を含む。)	電気工事	舗装工事
A	1,500万円以上	1,000万円以上	700万円以上	300万円以上	200万円以上
B	1,500万円未満 500万円以上	1,000万円未満 300万円以上	700万円未満 300万円以上	300万円未満	200万円未満
C	500万円未満	300万円未満	300万円未満		

#### ② 入札参加業者 等級格付基準

区分	土木一式工事 (下水道管渠工事を含む。)		建築一式工事	管工事 (水道管工事を含む。)	電気工事 舗装工事	
	総合評点	技術者数	総合評点	総合評点	総合評点	
A	800～	1	2人以上	800～	750～	750～
		計	5人以上			
B	700～ 799	1	1人以上	700～ 799	650～ 749	～749
		計	2人以上			
C	～699	2	1人以上	～699	～649	
		計	1人以上			

※ 土木一式工事の技術者数欄の1は、1級の資格を有する技術者の必要人数、2は、1級又は2級の資格を有する技術者の必要人数であり、計は、1級又は2級の資格を有する技術者の必要人数である。

### ③ 指名数

工事の等級	土木一式工事、建築一式工事 及び管工事	電気工事及び舗装工事
A	15	10
B	10	8
C	8	

### ④ 制限付き一般競争入札の入札参加資格要件

工種	工事 等級	金額の範囲	参加可能業者		
			業者 格付	総合評点	工事成績 ※※
土木一式（下水道 管渠）工事 建築一式工事	A	7,000万円以上	A	800点以上	○
		2,000万円以上 7,000万円未満		※	
管（水道管）工事 電気工事	A	5,000万円以上	A	750点以上	○
		2,000万円以上 5,000万円未満			
舗装工事	A	2,000万円以上	A	750点以上	○

※ J V施工方式では原則、土木一式・下水道管渠900点以上、建築一式900点以上

※※ 過去3年度の当該工種の工事成績の平均点が75.0点以上であること。

### ⑤ その他の条件

（委員会の確認・検討結果）

#### <これまでの委員会における意見等>

・質問、意見等なし

（長岡市の現状）

ア 設計額2,000万円以上3,000万円未満の土木一式（下水道管渠）工事（A級工事）について、地域要件を川東地域、川西地域に2分する。

イ 設計額8,000万円以上の工事には、施工実績を求めることができる。

ウ 「くい上がり」、「くい下がり」の運用方法は、次のとおりとする。

（ア）発注地域（支所地域単位）の工事では指名業者数が充足できない場合に、当分の間、指名総数の50%を限度として、発注地域業者又は近接する地域業者で過去3年度の工事成績の平均点が75.0点以上の業者を指名できることとする。



- (イ) 舗装工事については、発注地域にかかわらず指名業者選定を行い、舗装機械を有している者を優先するものとし、「くい上がり」のみとする。
- エ 設計額1億円以上の入札工事案件は、原則として特定共同企業体（JV）の結成を資格要件とする。
- オ 一抜け方式は、次のいずれかに該当する制限付き一般競争入札及び指名競争入札で検討する。
- (ア) 土木一式、下水道管渠、舗装、管（消雪管等）、水道管  
工区が隣接又は近接しており、かつ、施工期間が限定されている案件
- (イ) 建築一式、建築物の給排水・衛生設備、建築物の電気設備、その他の工種
- ・ひとつの施設を分割して施工することで、施工期間を担保する案件
  - ・工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件

## (4) 予定価格及び最低制限価格

### ① 予定価格

#### (委員会の確認・検討結果)

##### <これまでの委員会における意見等>

- ・設計額の公表は努力規程だが、事前公表はすべきではないと公正取引委員会は述べている。

##### (長岡市の現状)

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実施の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行い、契約担当（※）がその積算額に基づいて予定価格を決定している。

- ※ 市長部局：財務部長は設計額 500 万円以上のもの、契約検査課長はそれ以外のもの
- 水道局：水道局長は設計額 500 万円以上のもの、特命主幹（契約検査課長）はそれ以外のもの

##### (制度説明)

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ設定する見積金額であり、予定価格は落札者決定の過程で、有効となる入札額の上限を示すものである。

### ② 最低制限価格

#### (委員会の確認・検討結果)

##### <これまでの委員会における意見等>

- ・最低制限価格と同額での落札が多い。
- ・設計書の情報公開請求が年々増加している。
- ・応札者の努力及び積算ソフトの性能が向上している。
- ・土木工事は、積算が比較的簡単である。  
(直接工事費、共通管理費、現場管理費等が積算できれば、千円単位で算出できる。)
- ・端数処理（まるめ）をなくせば、同額となるケースは減少する。
- ・ランダム係数の導入の可否
- ・市場変動型の導入の可否
- ・業者は、(工事の技術を磨くことに資本を投下すべきであり) 設計書の閲覧や設計を外注することは本来あるべき姿ではない。
- ・地方自治法に基づき最低制限価格は全国の自治体で設定している。

- ・国は、低入札価格調査制度を設けている。
- ・デメリットがない変動型が良いと思う。
- ・低入札価格調査制度は、調査に係る負担が大きい。
- ・最低制限価格の情報を知り得る職員を限定しても、不正な目的を持った者が職員に接触できる状態が残ってしまうため、情報の価値を下げる方策を取ることが重要。

(長岡市の現状)

130万円を超える全ての工事に最低制限価格を設定(70%~90%)している。

※ 算定式

直接工事費×1.0+共通仮設費×1.0+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55

(千円未満切り捨て)

(制度説明)

最低制限価格はダンピング受注の防止を図るためのものである。ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、従事する者の賃金などの労働条件の悪化等につながりやすく、建設業の健全な発展を阻害するおそれがある。

また、最低制限価格は落札者決定の過程で、有効となる入札額の下限を示すものである。

## (5) 入札・契約の手続き（事務処理・情報管理）

### （委員会の確認・検討結果）

#### ＜これまでの委員会における意見等＞

- ・多くの職員が携わっているが、最低制限価格を知りうる者は何人か。
- ・工事検査監は、設計額を見ることは出来たが、最低制限価格を知り得る立場ではなかったのか。
- ・最低制限価格が決裁中に変わることはないのか。
- ・どの段階で情報が漏れたのか。

#### （長岡市の現状）

次ページのフロー図のとおり

なお、情報漏えい事件以前は、工事検査監が同フロー図（上段部）の「設計内容審査」の段階で工事価格を知り得たが、平成31年4月より長岡市事務決裁規則を改正し、工事検査監が工事価格を知り得ないようにしている。



## (6) 情報公開（設計額、予定価格、最低制限価格）

（委員会の確認・検討結果）

＜これまでの委員会における意見等＞

・質問、意見等なし

（長岡市の現状）

項 目		公表時期等
設計額	1,000 万円以上	公表 ○時期：契約日以後 ○方法：紙ベースで公表（閲覧室）
	1,000 万円未満	非公表 ※ 情報公開請求により公開
予定価格		事後公表（1万円単位）
最低制限価格		価 格：事後公表（千円未満切捨て）  算定式：公表（H31.2.14～） ○以下の費用の合計額 ① 直接工事費 ② 共通仮設費 ③ 現場管理費×0.9 ④ 一般管理費×0.55  ※ 予定価格の70%～90%（算定した結果が予定価格の90%を超えた場合は、予定価格の90%）

## (7) 指名停止措置

### (委員会の確認・検討結果)

#### <これまでの委員会における意見等>

- ・抑止力を狙い、他県の状況を確認し、戒めにした方が良い。
- ・罰則を厳しくすることは良いが、どんなケースが考えられるが慎重に考える必要がある。
- ・逮捕又は起訴段階では有罪ではないので、罰則適用の是非が気になる。  
(国のモデルでは、逮捕又は起訴段階で指名停止すべきとしている。)
- ・不起訴業者が入札参加資格を有することに市民感情としては疑問を感じる。
- ・不起訴の場合、刑事罰は科せられない。

(長岡市の現状)

「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」の比較

措置要件 (自発注工事に関するもの)	措置期間の範囲			
	長岡市	新潟県	新潟市	(参考) 富山県
1 贈賄 次の者が逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	4～12 か月		12～24 か月	8～24 か月
2 独占禁止法違反行為	3～12 か月		12～24 か月	6～24 か月
3 競売入札妨害又は談合 次の者が逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等・使用人	4～12 か月 3～12 か月		12～24 か月 12～24 か月	8～24 か月 6～24 か月
4 建設業法違反行為	2～9 か月		2～12 か月	2～9 か月
5 不正又は不誠実な行為	1～9 か月		1～12 か月	1～9 か月
6 暴力的不法行為等 (措置期間が最長の事案)	12 か月以上		12 か月以上	当該事由に該当しなくなったと認めた日まで

## (8) 入札結果の監視

### (委員会の確認・検討結果)

#### <これまでの委員会における意見等>

- ・質問、意見等なし

#### (長岡市の現状)

- ・地方自治法第199条第6項に基づき、監査委員へ監査を依頼している。
- ・平成31年4月から入札監視担当班と外部アドバイザー新設により監視体制を強化。



長岡市入札・契約制度に関する検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本市職員が市発注工事の入札に関する情報を漏えいした事件を受け、公正かつ透明性のある入札・契約制度の構築を推進し、職務遂行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため、長岡市入札・契約制度に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 過去の入札・契約制度の検証に関する事項
- (2) 公正かつ透明性のある入札・契約制度の構築に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、市長が任免する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が委員の中から指名する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政管理課で処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年2月27日から施行する。

## 検討経過

### ○長岡市入札・契約制度に関する検討委員会の開催状況

第1回 平成31年2月27日（水曜日）午後6時30分から8時まで

第2回 平成31年3月19日（火曜日）午後4時から5時45分まで

第3回 平成31年4月8日（月曜日）午後6時から8時10分まで

第4回 平成31年4月23日（火曜日）午後6時30分から8時15分まで

第5回 令和元年5月9日（木曜日）午後6時30分から まで

第6回 令和元年5月27日（月曜日）午後6時30分から まで

## 委員名簿

	役職	氏名	職業等
1	委員長	沢田 克己	新潟大学法学部 教授
2	委員	鯉江 康正	長岡大学 副学長・教授
3	委員	櫻井 香子	弁護士・新潟大学法学部 准教授
4	委員	中村 崇	弁護士
5	委員	並木 純子	あすか中央税理士法人 税理士・行政書士

(敬称略)